



市からの連絡帳

12月は、固定資産税・都市計画税第3期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 田(☎042-460-9832)

届け出・税

市民課土曜日窓口

土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか、転出・転入手続きなどでもできる「サタデーサービス」を行っています。
時・場 第1・3・5土曜日…保谷庁舎 第2・4土曜日…田無庁舎
いずれも午前9時～午後0時30分
※週によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。
※12月29日(土)の土曜日窓口はありません。
※内容によっては取り扱いできないものもありますので、事前にお問い合わせください。
◆市民課 田(☎042-460-9820)
田(☎042-438-4020)

市税・国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口

□夜間窓口
12月6日(木)・11日(火)午後5時～8時
□休日窓口
12月8日(土)・9日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課(田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)
※窓口は田無庁舎のみ
内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談など
◆納税課 田(☎042-460-9832)
◆保険年金課 田(☎042-460-9824)

家屋を取り壊したときは

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、表題登記をしている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により所管の法務局へ滅失の登記をすることになっています。
問 法務局田無出張所(☎042-461-1130)…登記に関すること
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固

定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。
□要件 ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること ②平成24年1月2日～平成25年1月1日に新築された住宅であること ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること ⑤平成25年1月31日(木)までに、資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること
□減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分について、床面積が120㎡までのものはその全部、120㎡を超えるものは120㎡相当部分が減額対象

□必要書類
①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
□申告について 資産税課職員が家屋調査で訪問した際に、認定長期優良住宅であることを伝えてください。減額の申告手続きについて説明します。
問 東京都都市整備局多摩建築指導事務所(☎042-464-2154)…認定長期優

良住宅について
※認定長期優良住宅の新築家屋への減額については下記へ。
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

福祉・子育て

介護給付費通知を発送

介護保険制度への理解を深めてもらうと同時に介護保険事業を健全に運営するため、介護保険サービスの利用者に介護給付費通知として介護サービスの利用実績をお知らせしています。
□発送日 11月下旬
対 9月に介護または介護予防サービスを利用した方
◆高齢者支援課 田(☎042-438-4030)

保育料・育成料などの休日・夜間納付相談窓口

12月から、平成25年4月1日入所の保育園・学童クラブの申し込み受け付けが始まります。それに伴い、保育料・育成料などの未納がある方の納付相談および収納を行います。
都合により以下の期間中に来庁できない場合は、電話で相談を受け付けます。学童クラブについては、育成料などの納入が滞っている世帯の入会審査を行うことはできません。詳しくは児童青少年課へご相談ください。
◆保育園保育料
時 12月1日(土)・2日(日)・8日(土)・9日(日)
いずれも午前9時～午後5時
12月3日(月)～7日(金)・10日(月)～14日(金)

いずれも午前9時～午後7時
場 保育課(田無庁舎1階)
※保谷庁舎では行いません
◆学童クラブ育成料
時 12月14日(金)・18日(火)～21日(金)
いずれも午前8時30分～午後8時
場 児童青少年課(田無庁舎1階)
◆保育課 田(☎042-460-9842)
◆児童青少年課 田(☎042-460-9843)

平成25年4月の保育園入所児童募集受け付け開始

平成25年4月から保育園に入園(転園)を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。平成24年度の入所申し込みをし、欠員がないために待機されている方で引き続き平成25年度の入所を希望される方は、再度申し込みをしてください。
□申込書などの配布
保育課(田無庁舎1階)、市内各認可保育園
□受付
時・場 ①保育課(田無庁舎1階)・12月1日(土)～14日(金)(平日：午前8時30分～午後7時、土・日曜日午前9時～午後5時) ②保谷庁舎会場(防災センター6階)・12月1日(土)～7日(金)(平日・土・日曜日：午前9時～午後5時)
※正午～午後1時の間は受け付けていません。
※平成24年12月15日(土)～平成25年2月4日(月)の間に生まれたお子さんの入所申込は、平成25年2月6日(火)まで受け付けます。
※市内認可保育園では受け付けていません。
※詳細は市報11月1日号をご覧ください。
◆保育課 田(☎042-460-9842)

eLTAX(電子申告・電子申請)が便利です

地方税の手続きがインターネットで簡単に行えます

1 電子申告とは？

電子申告(電子申請を含む)とは、税関連の手続き(申告・届け出)を納税者や給与事務担当者がパソコンを使って行うことをいいます。
eLTAXとは地方税の電子申告を行う際に使用するシステムで、これまでの郵送で行っていた書面手続きが、自宅・オフィス・会計事務所などのパソコンからインターネットを通じて、簡単に行うことができます。

3 eLTAXにするとこんなに便利です！

- ◆自宅・オフィス・会計事務所からインターネットで簡単に申告できます。
- ◆複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- ◆市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます(eLTAX対応ソフトウェアのみ)。
- ◆電子データで提出できるため、書類を郵送する必要がなくなります。

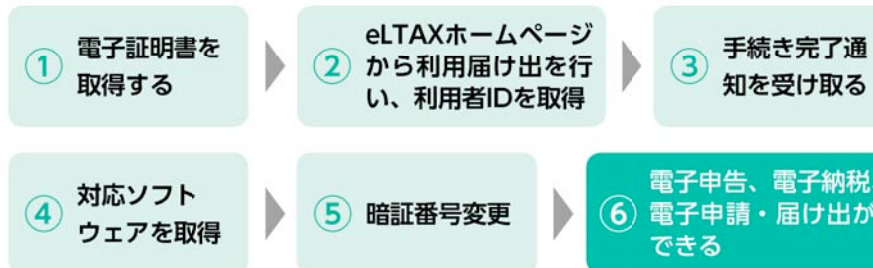
◆個人の電子証明書の取得方法

個人の電子証明書の発行には、住民基本台帳カードに電子証明書を格納することが必要です。住民基本台帳カード・電子証明書の取得手続きの際は、運転免許証や旅券・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち1点に健康保険証や年金手帳などを加えた、計2点で本人確認を行います。上記書類をお持ちでない方は、申請後本人宛てに照会文書を郵送(簡易書留)し、再度来庁して手続きをしてもらうため、

2 eLTAXで利用できる手続きは？

対象税目 手続種別	個人市・都民税 (特別徴収)	法人市民税	固定資産税 (償却資産)
電子申告	①給与支払報告 ②給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ③普通徴収から特別徴収への切替申請など	①中間申告 ②確定申告 ③修正申告など	①全資産申告 ②増加資産/減少資産申告 ③修正申告など
電子申請・届け出	①特別徴収義務者の所在地・名称変更届出	①法人設立・設置届 ②異動届	—

4 eLTAXご利用の流れ



1週間程度時間がかかります。
電子証明書の有効期間は3年間です。有効期間が終了した場合は、新しい電子証明書を取得してください。
◆問い合わせ先
□法人の電子証明書の取得方法およびeLTAXについて
問 eLTAXサポートデスク(ナビダイヤル：☎0570-081459、IP電話やPHSなどをご利用の場合：☎03-5765-7234)
※月～金曜日午前8時30分～午後9時
eLTAX HP <http://www.eltax.jp/>

□個人の電子証明書の取得方法
詳細は、市HPをご覧ください。
◆市民課 田(☎042-460-9820)
保(☎042-438-4020)
□個人の市・都民税(特別徴収)について
◆市民税課 田(☎042-460-9827)
田(☎042-460-9828)
□法人の市民税について
◆市民税課 田(☎042-460-9826)
□固定資産税(償却資産)について
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

市税の滞納はありますか？
12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」とし、広報や催告による納税推進、差し押さえやタイロックス、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組みます。
市税の滞納は、滞納処分の対象となります。お困りの事情がある方はそのままにせず、必ず納税課へご相談ください。
◆納税課 田(☎042-460-9832)